

# 組合員活動の再開の指針（改定）

2020年6月27日	制定
2020年8月1日	一部改定
2020年9月26日	一部改定
2021年3月27日	一部改定
2021年9月25日	再確認
2021年11月27日	一部改定
2022年3月26日	一部改定

◇しのめ組合員集会室、とががわ地域住民交流室、うはら多機能ホーム地域住民交流室は、閉館を継続します。

## 組合員活動における留意点 10ヶ条

- ① 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避ける
- ② 不織布マスクの着用
- ③ 人との距離確保(最低 1m、できるだけ 2m)
- ④ 手洗いの徹底
- ⑤ 事前の体温測定、体調確認と記録。発熱や風邪の症状のある場合は、参加を控える。
- ⑥ 複数の人が触れる場所や物の、適宜、消毒
- ⑦ 1時間に2回以上の換気
- ⑧ 歌を控える。大きな声を出す機会を少なくする
- ⑨ 参加者名簿を作成
- ⑩ 参加しなくなった者に対し、状況の把握や参加の呼びかけなどを行う

## 舞踊、運動、歌唱関係の追加の留意事項

- ① 当面、屋外での活動が望ましい
- ② 屋内では1人当たり 3.3 m<sup>2</sup>以上（人と人との距離は必ず 2m 以上）
- ③ 換気は 30 分に 1 回以上の外気との完全入れ替え（窓やドア等は常時開放が望ましい）
- ④ 大きな声を出さない
- ⑤ 舞踊、運動、歌唱の際も不織布マスク着用が原則
- ⑥ 飲食禁止（水分補給のみ）
- ⑦ 接触時間は 2 時間以内

## 囲碁、麻雀関係の追加の留意事項

- ① 会話の自粛
- ② 不織布マスク & ~~フェイスマスク~~ の着用
- ~~③ 手袋の装着~~
- ④ 消毒（碁石、碁盤、麻雀牌等）
- ⑤ 手指消毒

組合員集会室 定員	活動内容を問わず
六甲道組合員センター	13 人
東灘組合員センター甲南	12 人